
令和3年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年5月11日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山寄	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野大樹
	荻原	晴雄	栄田 正温
	井上	善雅	上田 正人
	佐藤	洋一	山本 知司
	上月	清	西村 昭二
	保田	公範	公賀 義高
	白岩	義広	

4. 欠席委員 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 11番 山根 祐一 | 13番 西村 辰寿 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第6 | 議案第4号 | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長	<p>開会（13時30分）</p> <p>本日の欠席者は、竹内推進委員1名です。</p> <p>農業委員 出席者14名</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席者13名。</p> <p>定足数に達していますので、令和3年度第2回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。</p> <p>開会にあたり、会長あいさつをお願いします。</p>
会長（議長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番 山根祐一委員、13番 西村辰寿委員をお願いします</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
会長（議長）	<p>無いようでしたら事務局は報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は7件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知書を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は12件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。12ページをご覧ください。</p> <p>福井地内の八東川河川改修工事及び茂田地区林地荒廃防止工事であります。八頭県土整備事務所の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
会長（議長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし)
会長（議長）	<p>続きますして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号1-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 見槻地内 登記地目：畑 現況地目 畑 面積 1,060 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、現在申請地を含む一帯で県営の基盤整備事業が行われており、これを機に申請地を含む畑の一部の経営を譲受人が行う予定となったことから売買の話が進みまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は主に野菜を栽培されており、通作については自宅から概ね1kmであり問題はないと思われまます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、30年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、47アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められまます。</p>
会長（議長）	<p>この件につきましましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>5月3日に現地確認を行い、譲受人と譲渡人に電話聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりで重複しますが、譲渡人は鳥取市にお住まいで、所有されている農地は貸し付けをしておられる状況です。議案記載の農地のみ貸し付けも耕作もしておられない状況でした。そのような中、基盤整備事業があり、該当の農地が事業区域内にあり、整備されても耕作の予定はなく譲渡したいとのこと</p>

西村委員	<p>でした。一方、譲受人はこの事業を機に経営効率のよい農地で経営規模を拡大したいとの思いがあり、両者の思いがかみ合って売買がまとまったものです。特に問題はないと思われま</p>
会長（議長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
会長（議長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
会長（議長）	<p>異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 2-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 2 - 2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 2 - 2 朗読後、説明】 土地の所在地：重枝地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 541 m² 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、譲渡人が、この申請地に隣接する畑を所有する譲受人に買ってもらえないかと相談をされ、売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は主に水稻や野菜を栽培されており、通作については、申請地は自宅の裏にあるので問題はないと思われま</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、40 年以上農業に従事され、概ね年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われま</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は 40 アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、84 アールあり問題はありませ</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま</p> <p>以上です。</p>

会長（議長）	この件につきましては、7番 小椋武委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
小椋委員	5月4日に双方に電話聞き取りを行い、現地調査を行いました。この土地におきましては譲受人の自宅の真裏に位置しています。譲渡人は高齢となっておられまして、今後の管理が年々難しくなっていくといったことがあるようでございます。このことを考慮されて譲受人に話を持ち掛けられたのが経過であったようでございます。なお譲受人につきましてはこの土地を家庭菜園にと考えられているとのことでございます。環境面もこのことによって保たれてこようと思っておりますので問題はないと考えているところでございます。以上です。
会長（議長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
会長（議長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号3-3について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号3-3について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号3-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：水口地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 223 m²</p> <p>土地の所在地：水口地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,027 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、当初は譲渡人が労力不足のため譲受人に耕作をしてもらえないだろうかと相談をされ、それであれば買い受けてもよいということで話をしたところ、譲渡人も承諾され売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は担い手として農地を多く耕作されており、主に水稻や野菜を栽</p>

事務局	<p>培されています。通作については、申請地は自宅横の道路を挟んだ向かいにあるので問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、15年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は40アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、476アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
会長（議長）	<p>この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
谷尾委員	<p>5月1日に電話で譲受人と譲渡人に話を伺いました。先ほど事務局から報告があったとおり双方の合意のうえで売買の話がまとまったものです。問題ないと思われます。よろしくをお願いします。</p>
会長（議長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
会長（議長）	<p>意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
会長（議長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号4-4について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号4-4について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号4-4 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：宮谷地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 102㎡</p> <p>土地の所在地：宮谷地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 108㎡</p> <p>土地の所在地：宮谷地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 215㎡</p>

事務局

土地の所在地：宮谷地内

登記地目：田 現況地目：畑 面積 946 m²

土地の所在地：宮谷地内

登記地目：田 現況地目：畑 面積 337 m²

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人はおひとり住まいで、子どもさんも県外に在住しておられるため、農地をどなたかに譲りたい意向があり、譲受人に相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は自作地で水稻や野菜を栽培されています。通作については、800m程度であり問題はないと思われまます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、30年以上農業に従事され、概ね年間を通して農作業に従事されておられますので、問題はないと思われまます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、33アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

会長（議長）

この件につきましては、私が事前調査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

横山委員

3月の中頃、譲受人がこの件について相談があると尋ねてられました。その際、きちんと要件が整っておれば許可は出せると思いますと回答したところでございます。その後、申請書が提出され、代理人である行政書士さんに5月3日に連絡を取り5月6日に伺って聞き取りを行いました。内容は事務局説明のとおりで、譲渡人は年を取っておられまして、誰も土地を管理するものがなく困っておいでとのことでした。譲受人は直売所に品物を出されており私も名前だけはよく存じておりました。そういう関係で直接お話を伺いましたら、譲渡人に何度か頼まれたのでお受けしたとのことでした。行政書士さんは問題ないとの考えで私もそう思っております。皆さんにご判断いただきたいと思っております。以上で私の報告を終わります。

会長（議長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

今井委員	問題はないと思いますが位置がよくわかりません。詳細な位置の説明をお願いします。
会長（議長）	宮谷地内の住宅地に位置しています。少しわかりにくいところです。 【スライド現地説明】 他に意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
会長（議長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。議案書の3ページをご覧ください。 八頭町長から令和3年4月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権設定が新規2件、更新3件、合計5件です。面積は田8,196㎡、畑1,970㎡、合計10,166㎡です。 中間管理事業分は新規2件、更新2件、合計4件です。面積は田7,674㎡、畑2,021㎡、合計9,695㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。
会長（議長）	通常の利用権設定分 受付番号15-1から19-5について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。
委員一同	（報告なし）
会長（議長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

会長（議長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 15-1 から 19-5 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号 17-1 から 20-4 について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
会長（議長）	<p>異議なしということで中間管理事業分 受付番号 17-1 から 20-4 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第2号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年4月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号38-1から42-5について説明します。</p> <p>先ほどの議案第2号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地9,695㎡と、既に機構へ貸付けられている農地2,758㎡、合計12,453㎡を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手2法人へそれぞれ2,127㎡、4,094㎡、その他14名の個人耕作者へ6,232㎡を配分するものです。以上です。</p>
会長（議長）	それでは審議を行います。整理番号38-1から42-5につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
会長（議長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
会長 (議長)	<p>異議なしということで、38-1 から 42-5 につきまして申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p>
会長 (議長)	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について、審議をいたします。</p> <p>これについて、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行いますが、対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。</p> <p>今回は令和元年度に実施した地籍調査地域で、落岩、野町、上津黒、水口、塩上、用呂が対象です。</p> <p>各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、分筆や合筆、面積の変更がなされた筆について、記載されています。</p> <p>変更後の地目は、山林、原野、雑種地、公衆用道路、堤、公園、宅地、用悪水路、墓地となります。</p> <p>農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、来年登記完了となります。</p> <p>貸借や納税猶予対象農地、経営移譲対象農地等確認を行いました。地目変更を行っても問題無いと思われまので、問題なしで回答したいと思います。以上です。</p>
会長 (議長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
井上推進委員	農地変更調書の地籍調査後の土地の表示欄、農業委員会意見に○をすることとなっていますが委員会が終わった後に農地・農地以外の土地のどちらかに○を付けて返すのですか。
事務局	意見を反映した形でどちらかに○を付けて返します。
井上推進委員	もう一つ質問です。地籍調査後の土地の表示欄に、所有者：鳥取県、地目：田、原因：現地確認不能（現況道路）とありますが

	なぜ調査後の地目が田なのですか。
事務局	道路用地として分筆、所有権移転された土地については、施工後、道路となっていることから現地で境界を確認することができません。このため地籍調査では地目の変更を行うことができず、現地確認不能（現況道路）として処理することとなっています。
井上推進委員	農地パトロールの際に使用した地図に私都川の中に田の表記があり探すのに苦労した。これと同様に国道29号内に田のままの道路があるがこれは変わらないのですか。
事務局	近年行われた公共工事で分筆の際に法務局に提出された測量図があり、道路、河川内の土地の位置を確認できる場合は、地籍調査により地目の変更を行うことが可能と考えますが、古くに行われた工事については、位置を特定できる資料がないことから現地確認不能（現況道路又は現況河川）と処理することとなります。位置を特定できないことから地目の変更ができないこととなります。
栄田推進委員	同様のことは門尾地内の県道、郡家東小学校敷地内にもある。直せないと言われても大変です。
事務局	門尾地区、郡家東小学校がある稲荷地区については、地籍調査は後年行われる予定です。法務局に提出された測量図等により土地の位置が確認できる筆は変更がなされると考えます。
公賀委員	現況が農地でないものは農地台帳に農地として上がってないのですね。集計に出てこなければ問題はないと思います。
事務局	農地台帳に農地として上がっておりません。
会長（議長）	本委員会で地目変更を承認後は所定の手続きにより農地台帳記載の原野等は非農地となります。本来、土地所有者が非農地申請を行うところですが地籍調査により地目が変更されます。この間土地所有者への確認も行われます。
山寄委員	地籍調査の成果が確実なものとの認識で判断すればよいですね。

会長（議長）	<p>そうです。農地以外の土地を整理していくことに役立っています。ご理解いただき進めて頂きたいと考えます。</p> <p>それでは意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
会長（議長）	<p>異議なしということで、申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして日程第7 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の73ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について説明します。平成30年1月12日策定の指針において「農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。」と定めていることから、この度、指針の改定について、ご審議いただくものでございます。なお、改定案については、第1回委員会において提示しておりますとおりです。</p> <p>まず、改定の概要でございますが、「1. 基本的な考え方」「2 遊休農地の発生防止・解消について」及び「3 担い手への農地利用の集積・集約化について」の目標値は、現指針を引き継ぐものとしております。改定箇所については、字句の修正及び各目標に対する「改正時の現状（R2.3）」の追記のみとしております。</p> <p>これは各目標とも「改正時の現状（R2.3）」の数値が「3年後の目標（R2.3）」のとおり概ね推移していることから現指針の「目標（R5.3）」を引き継ぐものです。</p> <p>「4 新規参入の促進について」ですが、「目標（R5.3）」新規参入者数を14から5減の9件（7個人、2法人）に修正、目標に対する「改正時の現状（R2.3）」を追記しております。</p> <p>これは令和3年3月に策定された第2次八頭町農業ビジョン目標値との整合性をとり現状に即した設定としたものです。</p> <p>次に、各目標の「改正時の現状（R2.3）」について説明します。74ページ、2 遊休農地の発生防止・解消について（1）遊休農地の解消目標、「改正時の現状（R2.3）」の「遊休農地面積B」でございます。61haと目標値を若干下回っておりますが概ね目標のとおり推移しています。これは利用状況調査の結果、遊休農地の現</p>

事務局	<p>状が顕在化したものと考えられます。次に、75 ページ、3 担い手への農地利用の集積・集約化について（1）担い手への農地利用の集積、「改正時の現状（R2.3）」の「集積面積（B）」でございます。756ha と目標値を若干下回っておりますが概ね目標のとおり推移しています。担い手の意向を踏まえた農地利用集約化のための利用調整・交換の成果であると考えられます。</p> <p>最後に76 ページ、4 新規参入の促進について（1）新規参入の促進目標「改正時の現状 R2.3」の「新規参入者数」でございます。個人が4、法人が0と、いずれも目標値を下回っています。第2次八頭町農業ビジョン等、町の主要な農業指針との整合性を図りつつ、実行可能な目標設定が必要であるとの考えです。</p> <p>以上が改定案の概要と各目標の「改正時の現状（R2.3）」でございます。</p>
会長（議長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
小林委員	<p>先ほど地籍調査後の現地確認不能の土地について農地面積に影響しないと回答がありましたが農地パトロールの際に配られる台帳と地図に本当に入っていないのか確認していただきたい。</p>
事務局	<p>間違いがあってはならないので、事前に内容を確認し配布します。</p>
小林委員	<p>過去に修正を依頼し、一度修正されたが翌年元に戻っていた。大変でしょうが再度確認をお願いします。</p>
会長（議長）	<p>山間部の筆もあり大変ですが今使われている農地がどれだけあるか整理することは非常に重要なことだと考えています。</p> <p>意見が無いようですので、提案どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
会長（議長）	<p>異議なしということで、案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で日程第7 議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第8 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>【その他】</p> <p>○令和3年度新規・拡充事業について</p>

-
- | | |
|--------|---|
| 事務局 | ○「農業・農地に関する経営状況・意向調査」の集計結果について
○農業関係の相談先について
○次回R 3. 6 定例会
■ 6月11日（金）13：30
※後日6月14日（月）に開催日を変更
■ 船岡地区公民館
以上です。 |
| 会長（議長） | その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 |
| 上月推進委員 | ●船岡地内耕作放棄地の解消について |
| 平木委員 | ●遊休農地の発生防止・解消について |
| 今井委員 | ●JR鉄橋架け替え（門尾、下坂、奥谷）について |
| 会長（議長） | 以上で第2回農業委員会を終了します。 |
| 事務局 | 終了（15時45分） |
-